と、今後60歳台前半の管理職への能力本位での任用が困難となり、長期的には公務の能率的運営に支障を生ずる事態となることも予想される。60歳を超える職員は原則として従来の管理監督職から外し、一部の管理監督職員のみが60歳を超えても留任できるとする管理監督職勤務上限年齢制を恒久的な制度として導入するということは、60歳台前半の職員はそれより若い職員に比べ能力が劣るという前提に立っているように思われ、それは、今回の定年引上げの本来の趣旨と相容れない発想に基づく過剰な対策であると思われる。そのような政策に基づく制度は、近代的な公務員制度の根幹であるメリットシステムの理念を空洞化しかねない運用を招くリスクがある。令和３年国公法等改正法附則第16条第１項で、管理監督職勤務上限年齢による降任等の検討と所要の措置が規定されているのも、このような懸念があるためと考えられる。早期に、管理監督職勤務上限年齢制の附則による経過措置への位置付け変更が行われることを期待したい。

(6)　地方公務員の定年引上げ及び関連制度改正

(1)で述べたように、定年制度は、退職管理制度であると同時に職員の身分保障に関わる分限に関する事項でもあるため、現行法上、地方公務員の定年制度は国家公務員の定年制度と権衡を保つことが要請されている（法28条の２第２項及び３項、28条の４第４項等）。また、60歳を超える職員の能力及び経験を活用していく必要があることや、年金支給開始年齢の引上げに対応して年金と雇用の接続を図っていく必要があることも、地方公務員と国家公務員は、同様の状況にある。このため、令和３年国公法等改正法による国家公務員の定年引上げ及び関連諸制度の改正と同様の改正が地方公務員制度上も求められ、令和３年改正法が成立し、一定の準備期間を置いて、令和５年４月１日から地方公務員についても定年の段階的引上げと、関連諸制度の改正が行われることとなった。もっとも、前述の権衡原則から地方公務員の定年は国家公務員の定年を基準として条例で定めるとされており、現行地方公務員法上も定年年齢そのものは規定されておらず（法28条の２第２項）、令和３年改正法による改正後の地方公務員法（以下、「新法」という。）第28条の６第２項でもその構造は変わっていない

き上げていくことになる。この点につき、「地方公務員法の一部を改正する法律の運用について」（令和３年８月31日総行公第89号、総行女第40号、総行給第55号、総務省自治行政局公務員部長通知。以下、「8.31運用通知」という。巻末の参考資料６－４参照）は、その記の「第２　定年の引上げ」において、「国家公務員の定年の段階的な引上げは以下の表のとおり行われることとなっており、特別の合理的理由がない限り、各地方公共団体はこの内容により条例を定める必要があること。」として、次の表を示している。

期　間	定　年
令和５年３月31日まで	60歳
令和５年４月１日から令和７年３月31日まで	61歳
令和７年４月１日から令和９年３月31日まで	62歳
令和９年４月１日から令和11年３月31日まで	63歳
令和11年４月１日から令和13年３月31日まで	64歳
令和13年４月１日から	65歳

次に、新国公法第81条の６第２項ただし書きの特例定年の対象となる医師及び歯科医師に相当する職員については、国家公務員のそれを基準として、第一区分期間に66歳とし、第二区分期間から第四区分期間は各期間ごとに65歳を超え段階的に67歳、68歳、69歳を超えない範囲内で、国が定める定年を定めることとなる。また、現在は国の特例定年が定められている労務系統の職員（現在63歳）の定年については、国家公務員のそれを基準として、第一区分期間から第三区分期間は63歳、第四区分期間は64歳を定年として定めていくことになる（国家公務員に関する(5)の(a)参照）。これらの者の定年の基準となる国家公務員の定年に関して、「8.31運用通知」には記するところがないが、総務省自治行政局公務員部の職員連名による解説記事「地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）について（その１）」（総務省自治行政局公務員課編『地方公務員月報』令和３年８月号45頁）は、その51頁「イ　特例定年（新法第28条の６第３

項及び附則第22項)」において、「それぞれの定年引上げは以下のように段階的に行われる。(新国家公務員法附則第8条第2項、第3項。新国家公務員法において特例定年の対象にならない医師・歯科医師であって従前から65歳定年の対象であった者については定年年齢の変更はない。)」として、次の表を掲げている。

期　間	65歳定年とすることが著しく不適当な官職を占める医師等の定年年齢の上限	庁舎監視等従事職員の定年年齢
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66歳	63歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67歳	63歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68歳	63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69歳	64歳（アと同じ）
令和13年4月1日から	70歳	65歳（アと同じ）

(猪野注) この表中、第一区分期間の「66歳」は、上限年齢ではなく法定年齢である。また、第四区分期間以降の「(アと同じ)」の「ア」とは、同解説記事中50頁の「ア　定年引上げ(新法第28条の6第2項及び附則第21項)」における当該区分期間の国の原則定年のことである。なお、この表及びそれに関連する同解説記事の記述の部分は、地方公務員の定年の基準となるべき国の特例定年に対応するものであるので、国の定年を基準とすることが実情に即さない場合の地方公務員法独自の特例定年に関する「新法第28条の6第3項及び附則第22項」に関する「イ」ではなく、国の定年を基準とする「新法第28条の6第2項及び附則第21項」に関する「ア」において記述するべきであったと考える。

また、地方公共団体が新法第28条の6（法では第28条の2）第3項で、国の職員につき定められている定年を基準として定めることが実情に即しないとして

ればならないとされているので、処分辞令と同時に交付しなければならない。しかし、処分説明書は処分辞令そのものではないので、処分そのものは処分辞令書の交付によって効力を生じ、処分説明書が交付されなかったとしても、処分の効力には影響を及ぼさない（昭39.4.15自治公発21）。ただ、処分説明書は、救済手段の教示の機能を果たすものでもあるので、これを欠いた場合は、行政不服審査法（以下、「行服法」という）により、処分を受けた職員は処分庁である任命権者に対しても審査請求書を提出することができることとなり（行服法83条1項）、任命権者は、当該処分が審査請求ができる処分であるときは、速やかに審査請求書を審査庁（人事委員会又は公平委員会）に送付しなければならず（同条3項）、その送付があったときは、初めから当該審査庁に審査請求がされたものとみなされることとなっている（同条4項）。

処分説明書には、処分の事由（法49条1項）、人事委員会又は公平委員会に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求をすることができる期間（同条4項）を記載しなければならない。処分事由としては、処分の対象となった行為その他の事実と処分の根拠となった条文を記載する。要は、処分を受けた職員が処分理由を明確に理解できる程度に記載すれば十分である。審査請求をすることができる人事委員会又は公平委員会及び審査請求をすることができる期間については、3で述べる。

(3)　管理監督職勤務上限年齢制による降任等の場合の説明書の不交付

令和3年改正法は、法第49条（不利益処分に関する説明書の交付）の第1項に、「ただし、他の職への降任等に該当する降任をする場合又は他の職への降任等に伴い降給をする場合は、この限りでない。」とのただし書きを追加する改正を行った（新法49条1項）。「この限りでない」という規定は、解釈に曖昧さを残しやすいが、このただし書きの趣旨は、管理監督職勤務上限年齢制による他の職への降任等は、任命権者に裁量の余地のない客観的な要件である年齢によって行われるものであるので、新法第49条第1項本文の任命権者の側からする処分の事由を記載した説明書の交付を要しないこととしたものと考えられる（地方公務員月報令和2年7月号掲載の総務省自治行政局公務員部の法案の継続審査段

〔参考資料６－６〕

総行公第２５号
総行女第１０号
総行給第２１号
令和４年３月３１日

各都道府県知事
各政令指定都市市長　殿
各人事委員会委員長

総務省自治行政局公務員部長（公印省略）

地方公務員の定年引上げに向けた留意事項について（通知）

地方公務員の定年の引上げ及びこれに伴う地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号。以下「改正法」という。）の運用については、令和３年８月31日付総行公第89号公務員部長通知（別紙）及び令和４年３月18日付総行公第20号公務員部長通知で留意すべき事項等をお知らせしたところですが、これに加え下記のとおり留意事項を通知します。

各地方公共団体におかれては、これを参照のうえ、令和４年度中の適切な時期に、翌年度に60歳に達する職員に対し、情報提供・意思確認を実施する必要があることにも留意し、令和５年度から各団体において定年引上げが確実かつ円滑に施行されるよう、条例・規則等の整備を計画的に進めるなど必要な準備の実施をお願いいたします。

なお、昨日公布された国家公務員法等の一部を改正する法律及び国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和４年政令第128号）の内容を踏まえた退職手当及び退職管理に関する条例等整備例については、別途通知する予定です。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市区町村、一部事務組合及び広域連合等（以下「市区町村等」という。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いします。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、市区町村等に対して本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）、地方自治法第245条の４（技術的な助言）及び改正法附則第２条（実施のための準備等）に基づくものです。